

2025年（令和7年）

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会

# 第2回宿泊・衛生専門委員会



日時 令和5年11月28日（火）午後3時30分

スポーツステーションおおつ 4階 会議室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



# 目次

## 【報告事項】

### 第1号報告

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会  
宿泊・衛生専門委員会委員等の変更 . . . P 1

### 第2号報告

開催準備経過 . . . P 3

### 第3号報告

大津市開催競技（リハーサル大会）及び開催施設 . . . P 9

### 第4号報告

令和5年度事業報告（宿泊・衛生） . . . P 10

### 第5号報告

弁当調製施設選定基準 . . . P 23

### 第6号報告

弁当調製施設募集要領 . . . P 26

## 【議事】

### 第1号議案

わたSHIGA輝く国スポ大津市医療救護実施要領（案） . . . P 28

### 第2号議案

わたSHIGA輝く国スポ大津市感染症（防疫）対策要領（案） . . . P 35

### 第3号議案

わたSHIGA輝く国スポ大津市食品衛生対策要領（案） . . . P 38

### 第4号議案

わたSHIGA輝く国スポ大津市環境衛生対策要領（案） . . . P 62

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 大津市実行委員会宿泊・衛生専門委員会委員等の変更

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会会則第13条第4項において準用する、会則第8条第1項に基づき、令和5年2月10日から令和5年11月28日までの間における、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会宿泊・衛生専門委員会委員等の変更について、次のとおり報告します。

### 1. 役職の変更

#### 委員（1名）

変更後	変更前	氏名
（一般社団法人 滋賀県旅行業協会） 会長	（一般社団法人 滋賀県旅行業協会） 副会長	北川 宏

### 2. 委員の変更

#### 委員（2名）

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
大津市産業観光部観光振興課 課長	伏見 亮平	川島 英和
大津市環境部廃棄物減量推進課 課長	名島 靖麿	小高 弥須夫

**わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会  
宿泊・衛生専門委員会委員名簿**

〔新任者については備考欄に「\*」を記載〕

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	備考
1	委員長	公益社団法人びわ湖大津観光協会	副会長	金子 博美	
2	副委員長	公益社団法人大津市医師会	産業保健部長	吉田 隆行	
3	委員	一般社団法人大津市歯科医師会	理事	檜原 祐市	
4	委員	一般社団法人大津市薬剤師会	監事	赤羽 薫	
5	委員	公益社団法人滋賀県看護協会第1地区		中島 謙太郎	
6	委員	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	会計理事	上原 英嗣	
7	委員	一般社団法人滋賀県旅行業協会	会長	北川 宏	
8	委員	公益社団法人滋賀県栄養士会	副会長	清水 満里子	
9	委員	大津市食品衛生協会	理事	池見 喜博	
10	委員	大津調理師会	副会長	小川 勝義	
11	委員	大津市健康保険部保健所衛生課	課長	丸山 政良	
12	委員	大津市健康保険部保健所保健予防課	課長	松浦 康之	
13	委員	大津市産業観光部観光振興課	課長	伏見 亮平	*
14	委員	大津市環境部廃棄物減量推進課	課長	名島 靖磨	*

# 開催準備経過

第2号報告

年度	月	経過概要
平成24年度	2月	知事が県議会(平成25年2月定例会)の提案説明において、第79回国民体育大会を招致したい旨を表明
	3月	県議会(平成25年2月定例会)において、「第79回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
平成25年度	4月	滋賀県、滋賀県教育委員会及び(公財)滋賀県体育協会会長から文部科学大臣及び(公財)日本体育協会会長に対し、「第79回国民体育大会開催要望書」を提出
	7月	(公財)日本体育協会の理事会において、開催申請書提出順序の了解(開催内々定)
	10月	第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会の開催
平成26年度	4月	教育委員会市民スポーツ課から市民部市民スポーツ課へ機構変更
	5月	第1回国体開催準備市町担当者連絡会開催 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会第2回常任委員会及び第2回総会開催 主会場【総合開・閉会式、陸上競技】を彦根総合運動場に決定
	11月	第2回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成27年度	4月	市民スポーツ課から市民スポーツ・国体推進課へ課名変更 第3回国体開催準備市町担当者連絡会開催
	8月	<b>第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会第3回常任委員会及び第3回総会開催 国体会場地市町第一次内定【高等学校野球(硬式)】</b>
	12月	第4回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成28年度	8月	<b>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 第4回常任委員会及び第4回総会開催 国体会場地市町第二次内定【サッカー(女子)、テニス、ボート、体操(競技、新体操)、 バスケットボール(成年男子、少年男子)、バドミントン、空手道】</b>
	12月	第5回国体開催準備市町担当者連絡会開催
	3月	第6回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成29年度	6月	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 第7回広報・県民運動専門委員会において【両大会のマスコットキャラクター「キャッフィー・ チャッフィー」が決定】
	7月	第7回国体開催準備市町担当者連絡会開催 <b>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 第5回常任委員会及び第5回総会開催 国体会場地市町第三次内定【フェンシング】</b>
	1月	第8回国体開催準備市町担当者連絡会開催 ※2日に分けて開催
	3月	第9回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成30年度	5月	<b>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 第6回常任委員会及び第6回総会開催 国体会場地市町第四次内定【セーリング、ライフル射撃(CP)、カヌー(スラローム、 ワイルドウォーター)】</b>
	6月	(公財)日本スポーツ協会平成30年度第1回国民体育大会委員会において、第78回大会以降【大会名称は「国民スポーツ大会」、略称は「国スポ(こくすぽ)」】とすることを承認

年度	月	経過概要
平成30年度	7月	第10回国体開催準備市町担当者連絡会開催 <b>中央競技団体正規視察【サッカー】実施</b>
	8月	<b>中央競技団体正規視察【フェンシング】実施</b>
	9月	第11回国体開催準備市町担当者連絡会開催
	10月	第73回国民体育大会「福井しあわせ国体」【福井市、鯖江市、越前市】視察
	11月	<b>中央競技団体正規視察【高等学校野球】実施</b> <b>中央競技団体正規視察【空手道】実施</b>
		第12回国体開催準備市町担当者連絡会開催
	12月	<b>中央競技団体正規視察【テニス】実施</b>
	1月	<b>中央競技団体正規視察【バドミントン】実施</b>
	2月	<b>中央競技団体正規視察【セーリング】実施</b>
		第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 第13回広報・県民運動専門委員会において【両大会の愛称「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及びスローガン「湖国の感動 未来へつなぐ」が決定】 <b>中央競技団体正規視察【ライフル射撃(CP)】実施</b>
令和元年度 (平成31年度)	4月	市民スポーツ・国体推進課から市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課に課名変更、 国スポ・障スポ推進係設置
	5月	第13回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催 <b>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 第7回常任委員会及び第7回総会開催</b> <b>障スポ会場地市町第一次内定【バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)】</b>
	6月	滋賀県が(公財)日本スポーツ協会及び文部科学省に対し、開催申請書を提出
		第14回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	7月	(公財)日本スポーツ協会第3回理事会において、第79回国民スポーツ大会の開催地を 滋賀県に内定
	9月	第15回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催 第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」【ひたちなか市、石岡市、牛久市、阿見町】 視察
	10月	<b>中央競技団体正規視察【ボート】実施</b>
	11月	<b>中央競技団体正規視察【バスケットボール】実施</b>
	第16回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催 3月 <b>中央競技団体正規視察【カヌー】実施</b>	
令和2年度	4月	市民部市民スポーツ課内に国スポ・障スポ大会推進室を設置(専任職員7名)
	5月	第17回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催(書面開催)
	6月	<b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 第8回常任委員会及び第8回総会開催(書面開催)</b>
		第18回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	7月	<b>国スポ会場地市町第六次内定【体操(トランポリン)】</b> <b>内定種目種別が【体操(新体操(少年女子))】から【体操(新体操(少年男子・少年女子))】</b> <b>に変更</b> <b>デモンストレーションスポーツ実施競技及び会場地市町第一次内定【スポーツ拳法】</b> <b>障スポオープン競技及び会場地市町第一次内定【スポーツウエルネス吹矢】</b>
9月	第19回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催	

年度	月	経過概要
令和2年度	10月	令和7年(2025年)第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催地を滋賀県に内定 第76回国民体育大会「三重とこわか国体リハーサル大会」【四日市市(体操(トランポリン))】視察
	11月	<b>中央競技団体正規視察【体操】実施</b> 第20回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	1月	<b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会設立発起人会開催</b> 第21回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	2月	<b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会設立総会・第1回総会開催</b>
	3月	<b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第9回常任委員会開催</b> <b>サッカー(少年女子)の開催形式及び開催予定施設が【単独開催】から【共同開催(甲賀市)】、【水ロスポートの森陸上競技場(甲賀市)】に変更。</b> <b>デモンストレーションスポーツ実施競技および会場地市町第二次内定【ラジオ体操第3(初代・二代目)、百人一首競技かるた、スリースマイルゴルフ】</b>
令和3年度	4月	<b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会第1回常任委員会開催</b> 第76回国民体育大会「三重とこわか国体リハーサル大会」【松阪市・多気町(カヌー(スラローム・ワイルドウォーター))】視察 第22回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	6月	第23回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	7月	第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体リハーサル大会」【宇都宮市(テニス)】視察 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会事務局をスポーツステーションおおつへ移転
	8月	eスポーツフェスティバルでの広報啓発活動実施 <b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第10回常任委員会及び第9回総会開催</b> <b>中央競技団体正規視察【サッカー(甲賀市)】実施</b> <b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会第1回総務・企画専門委員会開催</b> <b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会第1回競技・式典専門委員会開催</b> <b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会第1回輸送交通・警備専門委員会開催</b> <b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会第1回宿泊・衛生専門委員会開催</b> 三重国体の中止が決定
	9月	第24回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	11月	第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体リハーサル大会」【大田原市(バドミントン)】視察
	12月	第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体リハーサル大会」【上三川町(フェンシング)】視察

年度	月	経過概要
令和3年度	1月	第25回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	2月	JFALレディース／ガールズサッカーフェスティバルでの広報啓発活動実施 <b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会 第2回常任委員会開催(書面開催)</b>
	3月	<b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会 第2回総会開催(書面開催)</b> 皇子山総合運動公園野球場スコアボードリニューアル記念事業での広報啓発活動実施 eスポーツフェスティバルでの広報啓発活動実施
令和4年度	4月	第26回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	5月	大津っ子まつりでの広報啓発活動実施 (公財)日本スポーツ協会、スポーツ庁等による、 <b>関西みらいローイングセンター、 マイネットスタジアム皇子山(皇子山総合運動公園野球場)、皇子山総合運動公園 陸上競技場の総合視察実施</b>
		第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体リハーサル大会」【塩谷町(カヌー(スラローム・ ワイルドウォーター))]視察
	6月	<b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会 第2回総務・企画専門委員会開催</b> <b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会 第2回競技・式典専門委員会開催</b> <b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会 第2回輸送交通・警備専門委員会開催</b> <b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会 第2回宿泊・衛生専門委員会開催</b>
		第27回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	7月	(公財)日本スポーツ協会第3回理事会において、第79回国民スポーツ大会の開催地を 滋賀県に決定し、令和7年9月28日(日)から10月8日(水)の11日間とする会期の決定が 承認され、同決定をもって第24回全国障害者スポーツ大会の滋賀県開催も決定
	8月	<b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 第12回常任委員会及び第10回総会並びに同大会滋賀県実行委員会第1回総会開催</b> <b>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会 第3回常任委員会及び第3回総会並びに同大会大津市実行委員会第1回総会開催</b>
	9月	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催決定イベントにて広報啓発活動実施  日本パラスポーツ協会及び文部科学省との協議により、第24回全国障害者スポーツ大会の会 期が令和7年10月25日(土)から10月27日(月)の3日間となることが決定 第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」【宇都宮市、小山市】視察  第28回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	10月	第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」【宇都宮市、大田原市、小山市、上三川町、 塩谷町、栃木市、那須塩原市、茂木町、矢板市、千葉県千葉市】視察 eスポーツフェスティバルでの広報啓発活動実施  スリースマイルゴルフ大会での広報啓発活動実施  第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」【宇都宮市、小山市】視察  いかだちマルシェでの広報啓発活動実施
	11月	堅田湖族フェスタ2022での広報啓発活動実施



年度	月	経過概要
令和4年度	12月	ボート体験教室での広報啓発活動実施
		フェンシング体験教室での広報啓発活動実施
		第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」概要説明会【千葉県千葉市】
		第29回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	1月	大津市スポーツ少年団創立50周年記念事業「スポーツカーニバル」での広報啓発活動実施
		(公財)日本スポーツ協会第3回国民体育大会委員会において、第79回国民スポーツ大会の競技会会期が決定
		滋賀レイクスホーム開幕戦(滋賀ダイハツアリーナこけら落とし)での広報啓発活動実施
		第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」概要説明会【宇都宮市、大田原市、小山市、上三川町】
	2月	広報ボランティアの募集開始
		体操体験教室での広報啓発活動実施
		第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」概要説明会【栃木市】
		第30回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
3月	わたSHIGA輝く障スポ(第24回障害者スポーツ大会)のリハーサル大会日程の決定	
	<b>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会第1回総務・企画専門委員会開催</b>	
	<b>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会第1回競技・式典専門委員会開催</b>	
	<b>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会第1回宿泊・衛生専門委員会開催</b>	
令和5年度	4月	第1回競技運営担当者会議開催
		JFALレディース/ガールズサッカーフェスティバルでの広報啓発活動実施
		護身術体験教室(スポーツ拳法)での広報啓発活動実施
		競技かるた体験教室での広報啓発活動実施
	5月	eスポーツフェスティバルでの広報啓発活動実施
		協賛の募集開始
		大津市役所新館ロビーにてカウントダウンボード設置セレモニーの開催 (設置場所:大津市役所新館ロビー、道の駅 妹子の郷、北部地域文化センター、スポーツステーションおおつ)
		政策調整部国スポ・障スポ大会局大会総務課、大会競技課を設置(専任職員42名)
	6月	第31回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
		大津っ子まつりでの広報啓発活動実施
		<b>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会第1回常任委員会開催</b>
		<b>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会第2回総会開催</b>
7月	大津市初心者対象バドミントン講習会での広報啓発活動実施	
	大津市自治連合会へおもてなしの提供についての協力依頼を実施	
	第78回国民スポーツ大会「SAGA2024リハーサル大会」【佐賀市(ローイング(ボート))】視察	
	第32回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催	
8月	伊香立公園芝生グラウンドにて 横断幕お披露目セレモニーを実施	
	スリースマイルゴルフ体験会での広報啓発活動実施	
	SAGA2024佐賀市実行委員会事務局視察	
	燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会事務局視察	
8月	第78回国民スポーツ大会「SAGA2024リハーサル大会」【佐賀市(テニス)】視察	
	2023年度hummel Cup忍びの里くノ一サッカー全国大会U-15女子での広報啓発活動実施	
	バスケットボール・車いすバスケットボール体験教室での広報啓発活動実施	
	夏休み早朝市場見学会での広報啓発活動実施	
8月	美化・運営ボランティアの募集開始	

年度	月	経過概要
令和5年度	8月	平野学区まちづくり協議会安全安心フェスタでの広報啓発活動実施 野洲市歴史公園サッカー場にて、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」777日前イベントを実施 <b>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会 宿泊・衛生専門委員会 第1回弁当部会開催</b>
	9月	「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」-第21回みずべで遊ぼう-での広報啓発活動実施 第78回国民スポーツ大会「SAGA2024リハーサル大会」【佐賀市(ライフル射撃(25m))】視察 大津市小学校長会、大津市中学校会へ市民運動関連事業についての概要を説明 びわこ浜大津ピワコイ祭りでの広報啓発活動実施 第78回国民スポーツ大会「SAGA2024リハーサル大会」【唐津市(セーリング)】視察 特別国民体育大会(燃ゆる感動かごしま国体)【鹿児島市、鹿屋市】視察 第33回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	10月	すこやかフェスタひえいでの広報啓発活動実施 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催2年前イベントでの広報啓発活動実施 特別国民体育大会(燃ゆる感動かごしま国体)【鹿児島市、指宿市、薩摩川内市、始良市、湧水町、霧島市、垂水市】視察 第78回国民スポーツ大会「SAGA2024リハーサル大会」【佐賀市(サッカー)】視察 青空図書館コラボイベントでの広報啓発活動実施 特別全国障害者スポーツ大会(燃ゆる感動かごしま大会)【始良市、いちき串木野市】視察 交通安全フェアでの広報啓発活動実施 おおつ健康フェスティバルでの広報啓発活動実施 大津市スポーツ少年団「スポーツカーニバル」での広報啓発活動実施
	11月	BKCウェルカムデーでの広報啓発活動実施 スポ少野球交流大会での広報啓発活動実施 いかだちマルシェでの広報啓発活動実施 <b>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会 宿泊・衛生専門委員会 第2回弁当部会開催(書面開催)</b> 第78回国民スポーツ大会「SAGA2024リハーサル大会」【唐津市(バドミントン)】視察 おおつ介護フェスタ2023での広報啓発活動実施 eスポーツフェスティバルでの広報啓発活動実施

## 大津市開催競技（リハーサル大会）及び開催施設

## 【国民スポーツ大会】

競技名		大会名	実施時期（予定）	開催施設
サッカー		第60回全国社会人サッカー選手権大会	令和6年10月19日（土） ～10月21日（月）	・皇子山総合運動公園陸上競技場 ・伊香立公園芝生グラウンド ・甲賀市水ロスポートの森陸上競技場
テニス		第47回全日本都市対抗テニス大会	令和6年7月19日（金） ～7月21日（日）	大石緑地スポーツ村テニスコート
ローイング （※ボート）		第70回中日旗争奪びわ湖レガッタ	令和6年8月31日（土） ～9月1日（日）	関西みらいローイングセンター （滋賀県立琵琶湖漕艇場）
体操	競技	第78回近畿高等学校体操競技・新体操選手権大会	令和6年6月15日（土） ～6月16日（日）	滋賀ダイハツアリーナ （滋賀アリーナ）
	新体操	第78回近畿高等学校体操競技・新体操選手権大会	令和6年6月8日（土） ～6月9日（日）	
	トランポリン	第59回全日本学生トランポリン競技選手権大会（予定）	令和6年8月24日（土） ～8月25日（日）	
バスケットボール		第7回全日本社会人バスケットボール選手権大会 近畿ブロック予選	令和6年12月14日（土） ～12月15日（日）	滋賀ダイハツアリーナ （滋賀アリーナ）
セーリング		・高松宮妃記念杯第70回全日本実業団ヨット選手権大会 ・第24回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 ・2024年全日本セーリング選手権大会	令和6年9月14日（土） ～9月16日（祝・月）	大津市柳が崎特設セーリング会場
フェンシング		第77回全日本フェンシング選手権大会（団体戦）	令和6年12月20日（金） ～12月22日（日）	ウカルちゃんアリーナ （滋賀県立体育館）
バドミントン		バドミントンS/JリーグII 2024	令和6年11月14日（木） ～11月17日（日）	滋賀ダイハツアリーナ （滋賀アリーナ）
ライフル射撃（25m）		令和6年度全国センター・ファイア・ピストル射撃競技大会兼わたSHIGA輝く国スポライフル射撃（25m）競技リハーサル大会	令和6年9月15日（日） ～9月16日（祝・月）	滋賀県警察学校射撃場
カヌー （スラローム、 ワイルドウォーター）		わたSHIGA輝く国スポカヌー競技リハーサル大会（カヌースラローム・ワイルドウォーター）	令和6年10月26日（土） ～10月27日（日）	瀬田川特設カヌー競技場
空手道		令和6年度滋賀県民総スポーツの祭典 第77回滋賀県民スポーツ大会の部 空手道競技	令和6年7月14日（日）	ウカルちゃんアリーナ （滋賀県立体育館）
〔特別競技〕 高等学校野球（硬式）		実施しない		

※2023年1月1日付で「ボート」から「ローイング」に競技名称が変わりました。

## 令和5年度事業報告(宿泊・衛生)

## 1 会議等の開催

(1) 第1回常任委員会(令和5年5月24日)

【議事等のうち、主に宿泊・衛生専門委員会に関する事項】

① 第1回各専門委員会における審議事項

- ・大津市開催推進総合年次計画
- ・大津市弁当調達要項
- ・大津市実行委員会宿泊・衛生専門委員会弁当部会設置要項

改定

策定

② 大津市準備委員会から実行委員会に名称を変更

(改定内容)

- ・準備委員会から実行委員会に名称を変更
- ・専門部会に対して決議権の付与(専門委員会規定第7条第5項の追加)

(2) 第2回総会(令和5年5月24日)

【議事等(常任委員会の議題等を除く)のうち、主に宿泊・衛生専門委員会に関する事項】

- ① 令和4年収支決算
- ② 令和5年収支予算

## 2 広報

(1) 大会愛称・スローガン等による広報

両大会を象徴する愛称「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」、スローガン「湖国の感動 未来へつなぐ」等の大会ロゴを広報・啓発物品等に使用した。



(2) 印刷物、広報物品等による広報

・PR広報チラシの配布

大津市開催競技等を記載したPR広報チラシをイベント等での広報・啓発活動等に活用した。

・広報・啓発グッズの配布

両大会を印字した焼き菓子や協賛で頂いたPR広報用うちわ等を配布し、イベント等での広報・啓発活動等に活用した。

物品名称	配布数
缶バッジ	約15,000個
のぼり旗	約350本
卓上のぼり旗	約200本
焼き菓子	約500個

※令和5年11月現在



缶バッジ



焼き菓子

・屋外広告物

① 横断幕・懸垂幕設置

設置場所	設置時期
伊香立公園芝生グラウンド	5月
大津市役所正面玄関2本	10月
皇子山総合運動公園陸上競技場	10月
マイネットスタジアム皇子山	10月



伊香立公園芝生グラウンド



大津市役所 正面玄関



皇子山総合運動公園陸上競技場

②のぼり旗設置



大津市役所 正面玄関



出店したイベントでの活用

③デジタルサイネージ掲示



大津市役所 新館ほか







道の駅 妹子の郷

(3) メディアによる広報

SNS (Instagram、X、Facebook) や広報おおつ等を活用し、両大会の情報やイベント情報を周知した。また、中学校、高校、選手の方々に大会応援動画を撮影させていただき、Instagramにて広報・啓発を行った。現在、保育園、幼稚園にも協力を依頼し、順次撮影していただける予定。

SNS

HP	X	Instagram	Facebook
			



大津市立瀬田北中学校ボート部

11月15日現在、Instagramの投稿数77投稿、フォロワー数630人 (X、Facebookに関してはInstagramと連携)

②広報おおつ 令和5年3月1日号、5月15日号、7月15日号、8月1日号、9月1日号、9月15日号、10月1日号、10月15日号での掲載。

掲載号	掲載内容
3月1日号	・初心者競技かるた体験教室参加者募集
5月15日号	・「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」カウントダウンボード設置セレモニー
7月15日号	・「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」カレンダーイラストコンクール作品募集 ・初心者・経験者バスケットボール体験教室参加者募集 ・車いすバスケットボール体験教室参加者募集
8月1日号	・フェンシング・サーブル日本代表 木村 穂乃選手インタビュー ・「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」大津市ボランティア募集
9月1日号	・陸上走り高跳び 瀬古 優斗選手インタビュー ・「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」公式ポスターデザイン募集
9月15日号	・大津市立瀬田北中学校ボート部インタビュー ・大津市役所軟式野球部インタビュー ・スリースマイルゴルフ体験参加者募集
10月1日号	・大阪経済大学教授 東京大学博士(教育学) ロサンゼルスオリンピック(水球)日本代表選手 若吉 浩二さんインタビュー
10月15日号	・「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」大津市ボランティア募集



(4) インタビューによる広報

大津市にゆかりのあるスポーツ選手や大会関係者、市内の部活動等で活躍されている中学校の皆さんにインタビューをさせていただき、SNS や広報おおつ、また展示物による紹介等で広報を行い、さらには選手の SNS 等でも広報のご協力をいただいた。

例) Instagram での広報協力



フェンシング・サーブル日本代表  
木村 穂乃 選手



陸上走高跳パリオリンピック強化指定選手  
瀬古 優斗 選手



元 J リーガー  
現 ヴィアベンテン滋賀 代表  
村田 和哉 選手

(5) イベント等による広報

市、関係機関、関係団体等が開催するイベント等と連携し、広報・啓発活動を実施。  
PR 広報チラシや缶バッチの配布、競技体験や大会応援メッセージの募集等で取組を実施。

イベント名	開催場所	開催日
JFA レディース/ガールズサッカーフェスティバル	皇子山総合運動公園多目的グラウンド	令和5年3月4日
スポーツ拳法護身術体験教室	皇子が丘公園体育館	令和5年3月5日
百人一首競技かるた体験教室	近江欽学館	令和5年3月18日
e スポーツフェスティバル	ブランチ大津京	令和5年3月19日
「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」広報・啓発カウントダウンボード設置セレモニー	大津市役所	令和5年3月27日
大津っ子まつり	皇子が丘公園	令和5年5月21日
大津市初心者対象バドミントン講習会	ウカルちゃんアリーナ	令和5年5月28日
第51回サッカー交流会	伊香立公園芝生グラウンド	令和5年6月24日
第14回指導者・育成スポーツフェスタ(スリースマイルゴルフ)	南郷小学校	令和5年6月24日
2023年度 hummel Cup 忍びの里くノ一サッカー全国大会 U-15 女子	水口スポーツの森陸上競技場	令和5年7月27日
バスケットボール・車いすバスケットボール体験教室	滋賀ダイハツアリーナ	令和5年7月29日
夏休み早朝市場見学会	大津市公設地方卸売市場	令和5年7月29日

平野学区まちづくり協議会安全安心フェスタ	平野市民センター	令和5年8月5日
「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」777日前イベント	野洲市歴史公園サッカー場	令和5年8月12日
「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」-第21回みずべで遊ぼう-	オーパル	令和5年9月2日
びわこ浜大津ビワコイ祭り	なぎさ公園 おまつり広場	令和5年9月9日、10日
すこやかフェスタひえい	平和堂坂本店	令和5年10月1日
「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」開催2年前イベント	希望が丘文化公園	令和5年10月8日、9日
青空図書館コラボイベント	大津市立図書館	令和5年10月21日～26日
交通安全フェア	ブランチ大津京	令和5年10月28日
おおつ健康フェスティバル	明日都浜大津	令和5年10月29日
大津市スポーツ少年団「スポーツカーニバル」	皇子山総合運動公園陸上競技場	令和5年10月29日
BKC ウェルカムデー	立命館大学BKC	令和5年11月4日
スポ少野球交流大会	マイネットスタジアム皇子山	令和5年11月5日
いかだちマルシェ	伊香立公園	令和5年11月12日
おおつ介護フェスタ2023	ブランチ大津京	令和5年11月18日
eスポーツフェスティバル	ブランチ大津京	令和5年11月19日



「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」  
777日前イベントの様子  
(場所：野洲川歴史公園サッカー場)



令和5年9月9日(土)、10日(日)  
びわこ浜大津ビワコイ祭りでの  
PR 広報活動の様子



大会応援メッセージ  
の募集



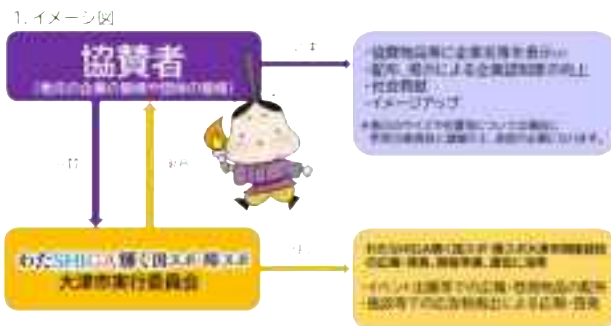
### 3 市民運動

協賛募集を開始

「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市協賛取扱要項」に基づき、令和5年3月22日より実行委員会ホームページに協賛内容を掲載し、協賛の募集を開始した。



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会



#### 2. 協賛内容(物品、用具)

「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市協賛取扱要項」に基づき、令和5年3月22日より実行委員会ホームページに協賛内容を掲載し、協賛の募集を開始した。

品名(用途)	物品(個数)
広報・啓発用物品	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市協賛取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項
市民運動用物品	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市協賛取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項
障害者運動用物品	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市協賛取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項
おもてなし用物品	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市協賛取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項
障害者運動用品の 燃料・部品類等	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市協賛取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項
競技会場用品の 燃料・部品類等	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市協賛取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項
競技の記録、録音等	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市協賛取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項、協賛品取扱要項

#### 協賛企業及び協賛物品

※令和5年11月24日現在

協賛企業	協賛物品
松田クリーンパック	大津市指定ごみ袋（45ℓ）
株式会社大谷設備工業	塩化ビニールパイプ、結束バンド
日本熱源システム株式会社	うちわ
企業名非公開希望	大津市指定ごみ袋



松田クリーンパック様  
大津市指定家庭ごみ袋（45ℓ）  
10枚1セット×600セット



日本熱源システム株式会社様  
うちわ

その他活動内容

(1) 広報ボランティア活動写真(イベントのPR運営補助)



(2) 市内保育園・幼稚園の花育て教室を、県と合同で行い子供たちへの機運醸成を図った。



(3) 令和5年4月1日より滋賀県立瀬田工業高等学校に両大会開催までのカウントダウンボード製作を依頼した。(3基)





(4) 令和5年8月1日より、昨年度から募集を開始している広報ボランティアに加え、美化ボランティア及び運営ボランティアの募集も開始した。



(5) 令和5年8月中旬には、大津市内の花育て団体に、わたSHIGA輝く国スポ・障スポPRガーデンピックを配布した。(106団体)



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
PRガーデンピック

## 4 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の視察報告について

### (1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の概要

当初、2020年に第75回国民体育大会・第20回全国障害者スポーツ大会として開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が延期となり、2023年に特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会として開催され、愛称は「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」となる。

#### ① 燃ゆる感動かごしま国体会期（正式競技、特別競技）

##### ア 会期前競技（令和5年9月16日～9月24日）

水泳、ローイング、バレーボール、体操、レスリング、ゴルフ

##### イ 本会期（令和5年10月7日～10月17日）

陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール

バスケットボール、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール

自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング

柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道

ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー

空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、トライアスロン、高等学校野球

※赤字は本市でも開催する競技

#### ② 燃ゆる感動かごしま大会会期（正式競技）

##### 会期（令和5年10月28日～10月30日）

陸上競技（身・知）、水泳（身・知）、アーチェリー（身）、卓球（身・知・精）

フライングディスク（身・知）、ボッチャ（身）、ボウリング（知）

バスケットボール（知）、車いすバスケットボール（身）、ソフトボール（知）

フットソフトボール（知）、グランドソフトボール（身）、バレーボール（身・知）

バレーボール（精）、サッカー（知）

※赤字は本市でも開催する競技

## (2) 燃ゆる感動かごしま国体の視察報告

### ①医療救護



競技会場ごとに、救護所や必要に応じて救護席を設置されていた。  
残暑の影響を受ける時期の開催であるため、熱中症で倒れる選手もおられた。  
大津市においても、今後、開催時期の影響を鑑みながら、救護物品の内容を検討するとともに、競技特性に合わせた医療従事者の必要性の検討を進めていく。

## ②弁当



弁当調製施設から冷蔵車で配送し、そのままの状態待機して、引換所で引き渡す際まで温度管理をして衛生管理を徹底されていた。

弁当の食材に鹿児島県産の特産品を使用するなど、鹿児島らしさを感じるメニューを考案されている市もあった。

大津市においても、弁当部会を設置し、現在弁当調製施設の募集をしている。

今後、弁当部会の中で弁当調製施設の選定、メニューや使用する食材等の検討を進めていく。



### ③環境衛生



廃棄物については、分別をして回収ができるように、ごみ箱が設置されていた。

ゴミステーションに集積されたごみを、競技終了後や早朝などの時間帯に、委託業者が回収に来られていた。

喫煙場所については、分煙が徹底されており、人通りの少ない場所に設置し、受動喫煙に配慮された場所に設置されていた。

大津市においても、ごみの分別の徹底に努め、リサイクルや減量に取り組んでいく。

- (4) 特別国民体育大会（燃ゆる感動かごしま国体）・特別全国障害者スポーツ大会（燃ゆる感動かごしま大会）及び第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会（SAGA 2024）事務局視察  
大会開催に向けた準備状況等の聞き取りを行った。

調査先	調査日
佐賀県佐賀市	令和5年6月29日
鹿児島県鹿児島市	令和5年6月30日

- (5) 特別国民体育大会（燃ゆる感動かごしま国体）概要説明会への出席(予定)

開催市町	実施日
鹿児島県薩摩川内市	令和5年12月19日から12月20日まで
鹿児島県鹿児島市	令和5年12月21日から12月22日まで
鹿児島県指宿市	令和5年12月21日から12月22日まで
鹿児島県いちき串木野市	令和5年12月25日から12月26日まで
鹿児島県垂水市	令和5年12月26日から12月27日まで
鹿児島県霧島市	令和6年1月18日から1月19日まで
鹿児島県鹿屋市	令和6年1月中



## わたSHIGA輝く国スポ大津市弁当調製施設選定基準

## 1 趣旨

この基準は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選定を行うために必要な事項を定める。

## 2 国スポに対する理解と協力

国スポに理解があり、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

## 3 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、市実行委員会が指定する弁当業務代行業者と指定弁当調製施設間相互において円滑な業務の連携が可能であること。

## 4 対象施設

- (1) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (2) 製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 大津市内に本社又は製造所を有している業者であること。ただし市実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

## 5 施設の衛生管理

- (1) 選定時点において、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生監視票が調査時点において80点以上であること。
- (3) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日付衛食第85号) などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (4) 検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者(容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く)に対し、競技会開催前の1ヶ月以内に以下の項目について実施すること(赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びノロウイルス)。
- (6) 食品賠償保険等に加入していること。

## 6 施設の調製能力

- (1) 国スポ時の提供可能数が、1回300食以上であること。
- (2) 前日午後8時までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までに市実行委員会が指定した場所に納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 原材料に天津市産又は滋賀県産品を積極的に採用する等、天津市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) 市実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが5日以上可能であること。
- (8) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

## 7 施設の対応能力

- (1) 冷蔵車など適切な温度管理のできる車両等による配達及び納入場所における弁当引換時間中の待機が可能であること。(弁当配布時間は概ね午前11時から午後2時)
- (2) 弁当付属品として、市実行委員会の指示に沿ったお茶・割り箸・爪楊枝・お手拭及び持ち運び用袋の提供ができること。

- (3) 市実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等による表示ができること。
  - ア 弁当の名称
  - イ 原材料名（アレルゲン、原料米の産地等の表示を含む。）
  - ウ 添加物（アレルゲンを含む。）
  - エ 消費期限（時刻まで表示）
  - オ 保存方法
  - カ 製造所所在地・製造者名
  - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
  - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
  - ケ 持ち帰りを禁止する表示
  - コ その他市実行委員会が指示する表示
- (5) 市実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により国スポ開催が変更又は中止になった場合、市実行委員会の指示に基づく対応ができること。

## 8 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調製についても、必要に応じてこの基準を準用する。

## わたSHIGA輝く国スポ大津市弁当調製施設募集要領

### 1 趣旨

この要領は、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の募集を行うために必要な事項を定める。

### 2 業務内容

昼食弁当の調製、会場への配達、弁当引換時間中の待機及び弁当容器の回収

### 3 応募要件

わたSHIGA輝く国スポ大津市弁当調製施設選定基準を満たすこと。

### 4 応募方法

次の書類を「8 提出・問い合わせ先」まで郵送または持参により提出すること。

- (1) 誓約書兼承諾書（様式第1号）
- (2) 調査票（様式第2号）
- (3) 食品衛生監視票の写し（応募日以前1年以内のもの）
- (4) 営業許可証の写し
- (5) 納税証明書（市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明できるもの）
- (6) 食品賠償保険証の写し

### 5 募集期間

令和5年11月20日（月）から令和5年12月11日（月）まで  
持参の場合は午前9時から午後5時まで（※土曜日、日曜日、祝日は除く）  
郵送の場合は締切日必着。

### 6 選定方法

提出された誓約書兼承諾書等に基づき審査を行い、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が弁当調製施設を選定する。

選定の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。

### 7 その他

- (1) 各様式は市実行委員会のホームページからダウンロードすること。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。

- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが市実行委員会の弁当調製施設の選定業務に限り使用する（食品衛生指導、税の滞納調査のため関係機関にその写しを提供する場合がある。）。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。
- (5) 数量及び配達場所については、市実行委員会の指示によるものとする。

#### 8 提出・問い合わせ先

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会事務局  
(大津市政策調整部国スポ・障スポ大会局内)  
〒520-0805 大津市石場10番53号  
TEL : 077-528-0310・0320 FAX : 077-522-7766  
E-mail : otsu2454@city.otsu.lg.jp

#### 附則

この要領は、令和5年11月15日から施行する。

## わたSHIGA輝く国スポ大津市医療救護実施要領（案）

### 1 趣旨

この要領は、「第79回国民スポーツ大会大津市医療救護要項」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における医療救護の実施について、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

### 3 救護所の設置

#### （1）設置場所

- ア 各競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。
- イ 救護所内部は、衛生管理に留意し、外部から見えないようにする。
- ウ 救護所を明示するための看板等を設置する。

#### （2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等及び競技会係員を置く。

#### （3）救護所の設置期間及び開設時間

- ア 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。
- イ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて、延長することができる。

#### （4）医薬品等配備

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて、医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

### 4 救護所における医療救護

- （1）救護所では、応急処置を行い「処置記録兼診療依頼書」（参考様式第1号）に所定の事項を記載する。

(2) 傷病者を医療機関に搬送する必要があると認めた場合は、車両等での搬送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ「処置記録兼診療依頼書」(参考様式第1号)を交付する。医療機関に移送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。

(3) 救護所係員は、医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに市実行委員会の医療救護担当者へ報告する。

また、医療機関に搬送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。

#### 5 練習会場における医療救護

(1) 練習会場には、必要に応じて、競技会係員を配置する。

(2) 練習会場には、必要に応じて、医薬品等を配備する。

(3) 練習会場において、傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ「処置記録兼診療依頼書」(参考様式第1号)を交付する。

#### 6 市実行委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

市実行委員会主催の大会関連イベントについては、必要に応じて医療救護を実施する。

#### 7 宿舎における医療救護

(1) 宿泊施設の責任者に対する周知徹底

傷病者が発生した場合、必要に応じて救急自動車等の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を行うとともに、市実行委員会に報告するよう宿泊施設の責任者に対し周知徹底を図る。

(2) 搬送情報の把握

傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者又は傷病者の関係者から、傷病者の所属都道府県、住所、氏名、性別、年齢及び参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認する。

#### 8 医療費の負担

(1) 競技会場及び練習会場において、救護所に配置した人員が行った応急処置等にかかる経費は、市実行委員会が負担する。

(2) 傷病者が医療機関等を受診した場合は、傷病者本人が負担する。

## 9 事後処理

救護所等の医師、看護師、保健師等は、業務にあたり、相互に連絡調整を図り、次の書類に所定の事項を記載し、当日業務終了後速やかに実施本部に提出する。

- (1) 「処置記録兼診療依頼書」(参考様式第1号)
- (2) 「取扱傷病者一覧表」(参考様式第2号)

## 10 県実行委員会等への報告

- (1) 市実行委員会は、大会期間中、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者に入院患者や重大事故が発生した場合は、FAXにより「入院患者発生速報」(参考様式第3号)を県実行委員会に報告することとする。
- (2) 市実行委員会は、全競技終了後、「取扱傷病者一覧表」(参考様式第2号)を県実行委員会に提出する。

## 11 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要領を準用する。
- (3) わたSHIGA輝く国スポ会場地市町医療救護業務推進指針で定める様式に変更が生じた場合、本要領の様式も必要に応じて準用する。

## 附則

この要領は、令和5年11月 日 から施行する。



処置記録兼診療依頼書

取扱救護所				発行番号	No.	
発症場所		式典中・競技中・観戦中・移動中 その他( )		対応日時	令和 年 月 日	
					午前・午後 時 分～ 時 分	
傷病者情報	ふりがな 氏名	男女		所属都道府県		
	生年月日 他			西暦 年 月 日生 歳		参加区分
	住所 連絡先	都道府県名( )		競技名/会場名		/
		(TEL - - )		宿舎の名前		
		(携帯 - - )		付添者		(携帯 - - )
保険証所持の有無	有・無					
応急処置の内容	傷病内容	胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 歯牙外傷 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 挫創 切創 裂創 その他( )				
	受傷部位					
	発症(事故)原因					
	バイタルサイン	体温	℃	脈拍	血圧	/ mmHg
	現病歴				服薬	有( )
	既往歴					無
	処置内容	処置時間:午前・午後 時 分				
	使用医薬品					
	搬送	有	・	無	[ ・競技復帰 ・その他 ・棄権 ( ) ]	
救護所医師等氏名	職種 医師・その他( ) 氏名					

搬送先医療機関 担当医 様  
わたSHIGA輝く国スポにおいて発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日  
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会  
会長

※ 本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関からわたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄(署名)

(裏面)

## F A X 送 信 票

宛先	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会 医療救護担当 宛 FAX番号 077-522-7766
----	---

発信者名	医療機関名	担当者 (所属)
	住所	(氏名)
	TEL	FAX

下記診療内容欄に記入後、この用紙を、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会まで当日中にFAXで送付くださいますようお願いいたします。

診療内容	傷病名	
	治療内容 使用医薬品	
	その他	
		診療医師名 _____

※ 御不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください。

TEL 077-528-0310

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会

【救護所で記載】

取扱救護所		診療依頼書発行番号	No.
-------	--	-----------	-----

## 取扱傷病者一覽表

月 日	会場地						競技名						
区分	救護所取扱傷病者数						医療機関への搬送者数						
	選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計	
胃腸障害													
感冒													
貧血													
頭痛													
熱中症													
疲労													
眼症													
耳症													
打撲													
捻挫													
骨折													
脱臼													
筋腱断裂													
(挫・切・裂) 創													
歯牙の外傷													
その他													
合計													

※ この様式は、一日の業務終了後に救護所で集計し記載すること。

## 入院患者発生速報

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

宛先	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会 医療救護担当 宛 FAX :077-528-4836	
会場地委員会名	競技会場名	報告者氏名

患者	ふりがな氏名	年 月 日生	男 女	参加区分	選手、監督、役員、 観客、その他
	都道府県名			競技種目	
宿 舎 名					
発 生 時 間		月 日 ( )		午前 午後	時 分
発 生 場 所					
発 生 原 因 及 び 状 況					
症 状					
競 技 参 加 の 支 障 の 有 無					
入院先医療機関名					
使用医薬品					
備 考					

## わたSHIGA輝く国スポ大津市感染症（防疫）対策要領（案）

### 1 趣旨

この要領は、「第79回国民スポーツ大会大津市感染症（防疫）対策要項」に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）及びわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が、相互に連絡調整を図り、滋賀県及び大津市とともに実施する感染症（防疫）対策に関して必要な事項を定める。

### 2 実施内容

#### （1）広報活動

##### ア 広報の内容

- （ア）手洗いの励行等基本的な感染症対策
- （イ）大会期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策

##### イ 活動の内容

市実行委員会は、大津市健康保険部保健所（以下「市保健所」という。）と連携し、次により広報活動を実施する。

- （ア）県実行委員会が作成した啓発媒体の配布・掲示
- （イ）広報紙、ホームページ等市広報媒体を活用したPR
- （ウ）各種講習会及びイベント等を活用したPR

#### （2）衛生備品の配置

市実行委員会は、大会期間中における競技会場及び練習会場の入口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液等の衛生備品を配備する。

#### （3）感染症患者発生時の措置

市保健所は、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、必要に応じて感染の拡大防止のための指示・助言を行い、まん延防止に努める。当該感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症であった場合は、同法に基づき必要な措置を行う。

#### （4）緊急連絡体制の整備

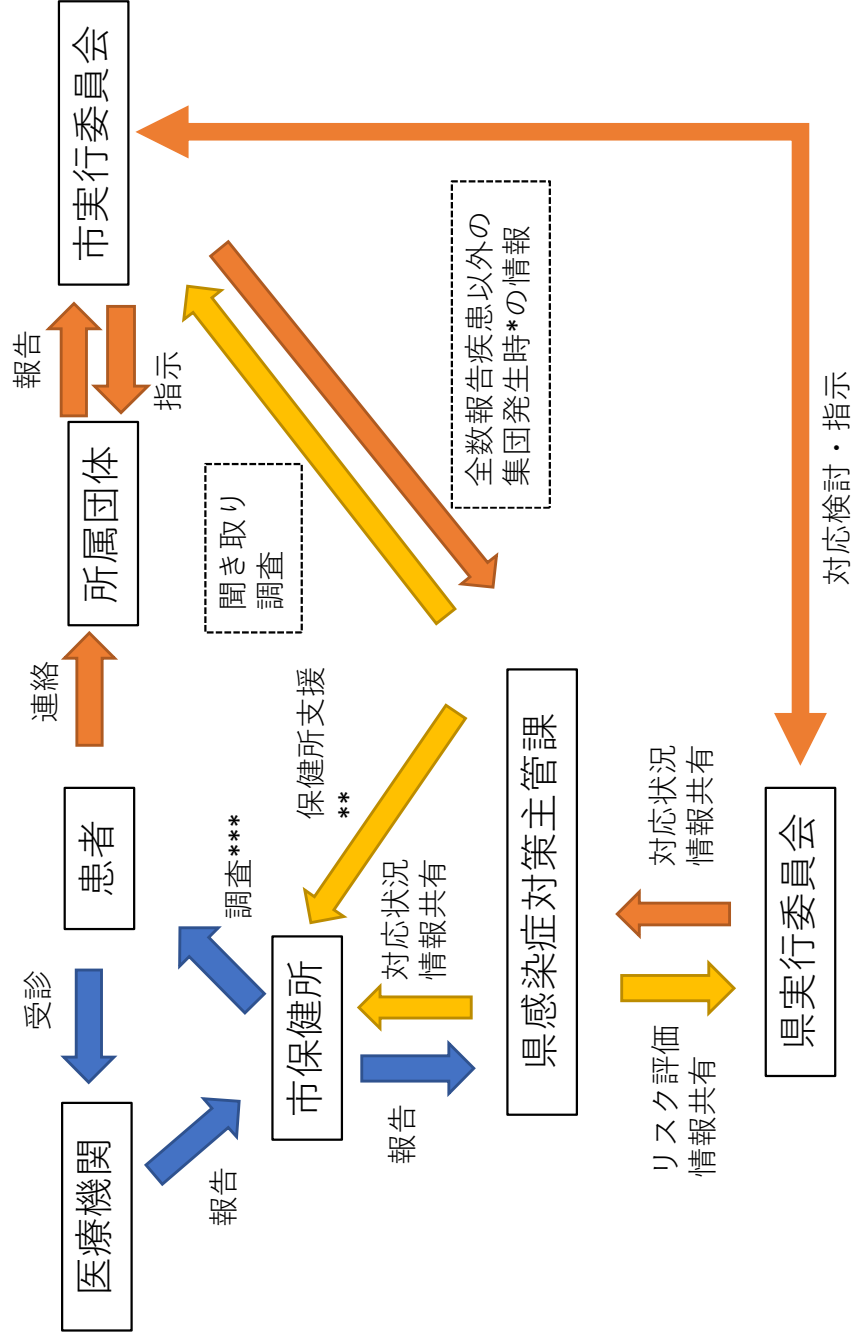
大会期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、別表のとおり緊急連絡体制を整備する。

### 3 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

#### 附則

この要領は、令和5年11月 日から施行する。



\*集団発生の定義

- 10人以上の集団発生
- 団体の半数以上
- 重篤患者が1週間に2名以上の場合
- 上記以外にも各団体が報告が必要と認めた場合

\*\*健康危機管理情報センターと協働で保健所支援を実施

\*\*\*必要に応じて所属団体へ調査を実施

\*\*\*\*必要に応じて「市保健所」と「市実行委員会」は情報共有する

## わたSHIGA輝く国スポ大津市食品衛生対策要領（案）

## 1 趣旨

この要領は、「第79回国民スポーツ大会大津市食品衛生対策要項」に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）及びわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が、相互に連絡調整を図り、滋賀県及び大津市とともに実施する食品衛生対策に関して必要な事項を定める。

## 2 実施内容

## (1) 対象となる食品提供施設

## ア 営業宿泊施設の調理施設

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

## イ 食事提供施設

大会参加者が利用する営業宿泊施設において、施設内での食事提供ができない場合に斡旋する食事提供が可能な施設

## ウ 仕出し料理調製施設

大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当）を調製する施設

## エ 弁当調製施設

大会参加者が競技会場及び練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

## オ 既設の食品営業施設

大会会場内に既に設置され、食品の調理、加工もしくは製造又は販売を行う施設

## カ 臨時の食品営業施設

大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工もしくは製造又は販売を行う施設

## キ 無料食品提供施設

ふるまいを目的として大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

## ク 弁当引換所

大会会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

## (2) 食品提供施設の把握

大津市健康保険部保健所（以下「市保健所」という。）は、県実行委員会から提出される報告書等により、対象の食品提供施設を把握する。



また、市外の施設については、県実行委員会を通じ、関係自治体へ食品衛生指導の実施及び報告を依頼する。

なお、市実行委員会は、以下のとおり報告書等を県実行委員会に提出する。

ア 営業宿泊施設の調理施設

県実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ<sup>ポ</sup><sup>ホ</sup>舎衛生対策実施要領で定める「営業宿泊施設利用予定報告書」（様式第1号）を令和6年9月末日までに、市保健所に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）。

イ 食事提供施設

県実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ<sup>ポ</sup>食品衛生対策実施要領で定める「食事提供施設一覧表」（様式第1号）を令和6年9月末日までに、市保健所に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）。

ウ 仕出し料理調製施設

県実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ<sup>ポ</sup>食品衛生対策実施要領で定める「仕出し料理調製施設一覧表」（様式第2号）を令和6年9月末日までに、市保健所に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）。

エ 弁当調製施設

市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ<sup>ポ</sup>弁当調達要項で定める「弁当調製施設名簿」（様式第1号）を令和6年9月末日までに県実行委員会に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）。

オ 既設の食品営業施設

市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ<sup>ポ</sup>食品衛生対策実施要領で定める「既設食品営業施設一覧表」（様式第3号）を令和6年9月末日までに県実行委員会に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）。

カ 臨時の食品営業施設

市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ<sup>ポ</sup>食品衛生対策実施要領で定める「臨時食品営業施設設置計画書」（様式第4号）を大会開催の概ね3か月前までに、県実行委員会に提出（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）するとともに、各営業者に対し、大会開催の概ね3か月前までに、市保健所に営業許可申請書を提出し、開催日までに営業許可を取得するよう指導する。

キ 無料食品提供施設

市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ<sup>ポ</sup>食品衛生対策実施要領で定める「無料食品出店施設設置計画書」（様式第5号）を大会開催の概ね3か月前までに、県実行委員会に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）。

ク 弁当引換所

市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ食品衛生対策実施要領で定める「弁当引換所設置計画書」（様式第6号）を大会開催の概ね3か月前までに、県実行委員会に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）。

(3) 監視指導の実施

市保健所は、市実行委員会と連携し、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）、県実行委員会及び大津市食品衛生協会（以下「市食品衛生協会」という。）の協力を得て、次表を目標に別紙1の内容について、別紙2に基づき監視指導を実施する。

対象施設	目標立入回数		指導事項
	大会前	大会期間中	
	令和6年度～ 開催年度		
ア 営業宿泊施設の調理施設	1～2回	必要に応じて	別紙1「食品提供施設の 営業者等が遵守す べき事項」及び別紙2 「食品提供施設に対 する指導および検 査」のとおり
イ 食事提供施設			
ウ 仕出し料理調製施設			
エ 弁当調製施設			
オ 既設の食品営業施設	-	1回以上	
カ 臨時の食品営業施設			
キ 無料食品提供施設			
ク 弁当引換所			

(4) 健康管理指導

市保健所は、大会参加者並びに一般観覧者に食品を提供する施設の管理者に対し、対象業務従事者の検便検査を含む健康管理の必要性を周知し、積極的かつ自発的な協力が得られるよう指導するものとする。

なお、検便検査の方法など健康管理の留意事項については、別紙1「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」に準ずるものとし、検査費用の負担は次のとおりとする。

ア 食品衛生対策要領に掲げる食品提供施設の従事者のうち、営業施設の従事者については、営業者の負担とする。

イ 競技会場等の無料食品提供施設の従事者については、市実行委員会の負担とする。

#### (5) 食品衛生講習会

県実行委員会は、県生活衛生課及び市保健所と連携し、一般社団法人滋賀県食品衛生協会各支部の協力を得て、次により食品衛生講習会を実施する。また、感染症予防を目的とした講習会や宿舍衛生講習会と併せて実施することができる。なお、市実行委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施することができる。

##### ア 講習の内容

- (ア) 食中毒の予防対策と発生時の対応
- (イ) 従事者の健康管理（検便検査を含む。）と手洗いの徹底
- (ウ) 施設・設備の衛生管理及び食品、調理器具等の衛生的な取扱い

##### イ 受講対象者

対象となる食品提供施設の営業者、食品衛生責任者又は代表者及び関係者とする。

##### ウ 講習会の実施方法

県実行委員会は原則として、令和6年度から大会開催1か月前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行う。なお、県実行委員会及び市実行委員会が主催する会議・説明会等と上記講習会を併せて実施するなど、計画的かつ効果的に実施する。

#### (6) 広報活動

市実行委員会は、関係機関、団体等の協力を得て、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

### 3 緊急連絡体制の整備

市実行委員会は、県実行委員会及び市保健所と緊密に連携し、大会期間中における食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別表のとおり緊急連絡体制を整備する。

#### 4 食中毒等健康被害発生時の対応

市実行委員会が食中毒（疑いを含む。）の情報を入手した場合は、市保健所へ直ちに連絡する。大会に関係して食中毒が発生したときは、市保健所は「大津市食中毒等処理要領」に基づき速やかに対応するほか、県実行委員会及び市実行委員会に情報提供を行う。

#### 5 実施報告

市保健所は、この要領に基づく監視指導の実施結果について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ食品衛生対策実施要領で定める「食品関係施設の監視指導実施結果報告書」（様式第7号）、「施設等の検査結果報告書」（様式第8号）により、大会終了後速やかに県実行委員会に報告するものとする。

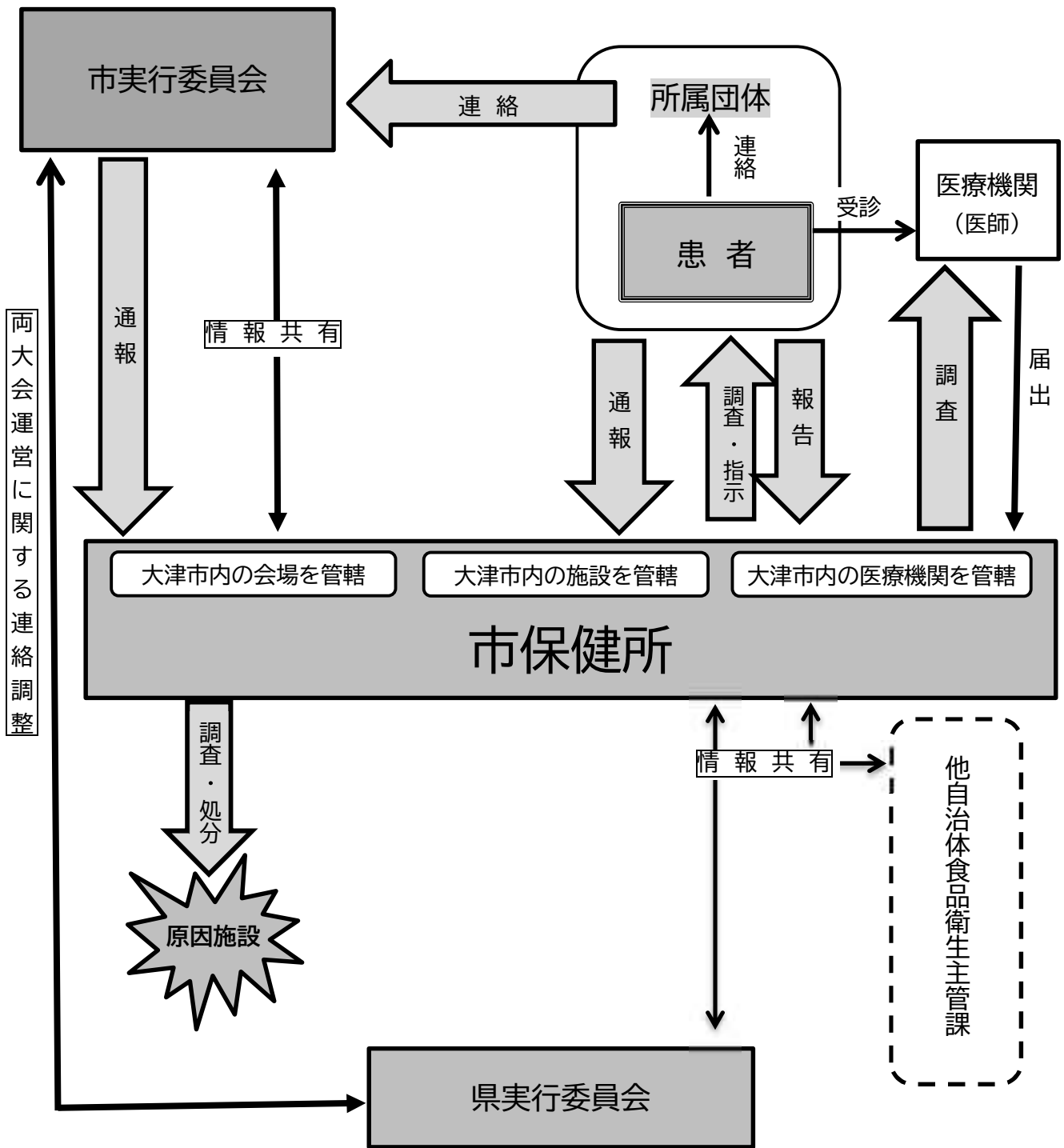
また、市実行委員会は、食品衛生講習会を実施する場合、「食品衛生講習会の実施報告書」（様式第9号）を速やかに県実行委員会に情報提供するものとする。

#### 6 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

#### 附則

この要領は、令和5年11月 日から施行する。



- ◆患者所属団体は、直ちに市保健所へ通報するとともに市実行委員会に連絡する。
- ◆市実行委員会は、上記連絡のほか食中毒に関する情報を得た場合は、直ちに市保健所に通報する。
- ◆大会参加者に対して、食中毒が疑われる情報を入手した場合、速やかに患者を医療機関に受診させるとともに、市保健所に通報するように周知する。

## 食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項

大会に係る食品提供施設の営業者等は、法令に基づく衛生管理を徹底の上、次の事項について遵守すること。

### 1 食品提供施設

#### (1) 営業宿泊施設の調理施設

大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

#### (2) 食事提供施設

大会参加者が利用する営業宿泊施設において、施設内での食事提供ができない場合に斡旋する食事提供が可能な施設

#### (3) 仕出し料理調製施設

大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理(弁当)を調製する施設

#### (4) 弁当調製施設

大会参加者が競技会場および練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

#### (5) 既設の食品営業施設

大会会場内に既に設置され、食品の調理、加工若しくは製造または販売を行う施設

#### (6) 臨時の食品営業施設

大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造または販売を行う施設

#### (7) 無料食品提供施設

ふるまいを目的として大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

#### (8) 弁当引換所

大会会場内に設置される弁当の引換所

### 2 共通の遵守事項

#### (1) 衛生管理状況の点検・記録

ア 大会開催期間中、食品衛生責任者等(食品衛生責任者および下記4、5により設置する管理責任者をいう。以下同じ。)は、施設の衛生管理計画に基づく記録表の他に以下の記録表により衛生管理状況を点検し記録すること。

(ア) 食品衛生自主管理記録表[営業宿泊施設の調理施設・食事提供施設・既設の食品営業施設]  
(参考様式第1号)

(イ) 食品衛生自主管理記録表[弁当・仕出し料理調製施設](参考様式第2号)

(ウ) 食品衛生自主管理記録表[臨時の食品営業施設・無料食品提供施設](参考様式第3号)

(エ) 食品衛生自主管理記録表[弁当引換所](参考様式第4号)

イ 食品衛生責任者等は、食品衛生講習会を受講すること。

#### (2) 調理従事者等の健康管理

ア 調理従事者(食品に直接接触する作業に従事する者。以下同じ。)は、概ね大会開催前1か月の間に検便を受け、食品により媒介される可能性のある病原体(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等)の感染の有無を確認すること(1 食品提供施設(8) 弁当引換所を除く)。なお、検査項目については、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査を行うこと。

- イ 上記検便結果で陽性の場合、再検査で陰性を確認するまでは、食品に直接接触する作業に従事させないこと。
- ウ 食品衛生責任者等は、作業開始前に全ての調理従事者等(調理従事者および配膳または容器包装に入れられた食品を取り扱う作業に従事する者。以下同じ。)および同居する家族等の健康状態(嘔吐、下痢、手指の傷等)の確認を行うこと。
- エ 下痢、嘔吐、発熱等の症状がある場合や、手指に化膿創がある場合は、食品に直接接触する作業に従事させないこと。
- オ 調理従事者は、感染を防止するため、日常生活の中で胃腸炎症状を呈した者の吐物や排泄物の処理を行うことを避けること。

### (3)調理従事者等の服装

- ア 調理従事者等は、清潔な外衣および専用の履物を着用し、必要に応じて帽子、マスク、手袋を着用すること。
- イ 調理従事者等は、腕時計、指輪、つけ爪などは外す。帽子は毛髪がはみ出ないように着用し、爪は短く清潔に保つこと。

### (4)手洗いの徹底

- ア 石けん、消毒液、ペーパータオル等を備えた手洗い設備を常に使用できる状態にしておくこと。  
なお、手洗い設備は、手を触れずに給水栓が開閉できる構造であること。また、40℃前後の温水が給水される構造であることが望ましい。
- イ 調理従事者等は、次のタイミングで手洗いを行うこと。
  - (ア)作業開始前およびトイレの使用後
  - (イ)汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する場合
  - (ウ)食品に直接触れる作業に当たる直前
  - (エ)生肉、鮮魚介類、卵殻等に触れた後、その他の食品や器具に触れる場合
  - (オ)配膳の前
- ウ 調理従事者等は、次の手順を参考に、適切な方法で手洗いを行うこと。
  - (ア)手を水で濡らし、石けんをつける。
  - (イ)指、腕を洗う。特に、指の間、指先をよく洗う。(30秒程度)
  - (ウ)石けんをよく洗い流す。(20秒程度)
  - (エ)使い捨てペーパータオル等でふく。(タオル等の共用はしないこと。)
  - (オ)消毒用アルコールをかけて手指によくすりこむ。

※作業開始前およびトイレの使用後は、(ア)～(ウ)の手順を2回繰り返す。

## 3 食品提供施設(1)～(5)に対する個別の遵守事項

### (1)施設(調理場)の衛生管理

- ア 施設およびその周辺は、定期的に清掃し、清潔な状態を維持すること。
- イ 施設内は整理整頓し、不必要な物品等を置かないこと。
- ウ 施設の内壁、天井、床を清潔に維持するとともに、破損等があるときは速やかに補修すること。
- エ 施設内の採光・照明・換気は十分に行い、必要に応じて温湿度管理を行うこと。
- オ 窓および出入口は、開放したままにしないこと。開放したままにする場合は、網戸等を設置し、埃、ねずみ、昆虫等の侵入を防止すること。
- カ 排水溝は、排水が適切に行われるよう清掃、補修すること。
- キ トイレは、定期的に清掃、消毒を行い、常に清潔にすること。

(ア)従事者用トイレの便器、床の消毒

1,000mg/L次亜塩素酸ナトリウム液またはこれと同等の効果を有する方法で消毒すること。

(2)設備等(設備、調理機械・器具)の衛生管理

- ア 調理機械・器具は、十分に洗浄・消毒するとともに、衛生的に保管すること。調理器具、食器等は、80℃、5分間以上またはこれと同等の効果を有する方法で消毒すること(参考 厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」)。
- イ 調理機械・器具に、故障または破損がある場合は、速やかに補修すること。
- ウ 手洗い設備には、石けん、消毒液、ペーパータオル等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
- エ 手指が触れる場所(給水栓、冷蔵庫取っ手、スイッチボタン、ドアノブ等)は、十分に清掃し、清潔を保つこと。200mg/L 次亜塩素酸ナトリウム液またはこれと同等の効果を有する方法で消毒すること。
- オ まな板、包丁、ふきん等は、よく洗浄・消毒され、食品および用途ごとに区分して使用すること。
- カ 冷蔵庫および冷凍庫内は、整頓し、清潔に保ち、相互汚染防止のため区分け保存をすること。
- キ 冷蔵庫および冷凍庫は、温度管理を十分に行うこと。

(3)使用水の管理

- ア 水道水以外の水を使用する場合は、事前(国スポ開催前の1年以内を目途)に水質検査を受け、基準に適合していることを確認すること。
- イ 滅菌装置を設置している場合は、装置が正常に作動しているか定期的に確認するとともに、遊離残留塩素濃度が適正であることを確認すること。

(4)食品の取扱い

施設の衛生管理計画に基づき、適切に管理および記録を実施すること。なお、衛生管理の実施に当たっては、特に以下の項目に留意すること。

- ア 原材料の仕入れに当たっては、品質・表示等について点検するとともに、当該食品に適した状態および方法で衛生的に保管すること。また、購入伝票等の保管を行い、仕入先を明らかにしておくこと。
- イ 調理済み食品は、前日調理は避け、提供までの時間をできるだけ短くするよう調理計画を立て、調理後、直ちに提供されるもの以外の食品は、食中毒菌の増殖を抑制するため必要に応じて冷蔵または温蔵保管すること(食中毒菌の発育至適温度帯である 20～50℃を避け、概ね 10℃以下または 65℃以上で管理)。
- ウ 調理は、相互汚染のないよう衛生的に行うこと。
- エ 生肉(たたき、湯引きを含む。)の提供をしないこと。
- オ 野菜および果物を、加熱せずに提供する場合には、飲用適の流水で十分洗浄し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウムの 200mg/L の溶液に、5分間(100mg/L の溶液の場合には 10 分間)またはこれと同等の効果を有するもの(食品添加物として使用できる有機酸等)で殺菌を行った後、十分な流水ですすぎ洗いを行うこと。
- カ 加熱調理を行う際は、食品の中心部の温度が 75℃以上で、1分間以上(ノロウイルスによる汚染の可能性がある食品の場合は 85～90℃で 90 秒以上)加熱すること。加熱温度は、中心温度計により確認すること。
- キ 盛り付けは衛生手袋等を使用し、食品に直接手が触れないようにすること。また、衛生手袋の使用に当たっては、装着前の手洗い、衛生的な装着操作、装着後に食品以外に触れないことおよび適宜交換することを徹底すること。



ク 同一メニューで50食以上提供する食品については、検食は調理済みの食品を食品ごとに 50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1回300食以上または1日750食以上調理する場合は、前記の規定による保存のほかに、当該食品の原材料ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保管すること。

#### 【例】

- ・弁当(仕出し料理)の場合、1食分を余分に調製し、容器ごと検食として保管する。
- ・仕切りの入った検食容器がない場合は、未使用の合成樹脂製の袋で代用する。  
(1品毎に袋に入れて口をしぼる。1食分をまとめて袋に入れて口をしぼる。)

ケ 仕出し料理および弁当の調製(1 食品提供施設(3)、(4))

(ア)仕出し料理および弁当の主食および副食は、十分に放冷した後、詰め合わせること。

(イ)次の事項を弁当の容器包装に表示すること。

名称、原材料名(アレルギー、遺伝子組換え等の表示を含む)、食品添加物、消費期限(時刻まで)、保存方法、製造所所在地・製造者名等食品表示法で規定している事項

(ウ)早期の喫食を喚起する旨、弁当の容器包装または添付チラシ等に記載するよう努めること。

(エ)配送に当たっては、次の事項に留意し、弁当の温度を10℃以下で管理すること

- ・荷室の温度管理(10℃以下)が、運転席等外部から行うことが可能な冷蔵車等を使用し運搬すること。
- ・保冷箱等により輸送する場合は、直射日光が当たらないように運搬し、輸送前後の保冷箱等内の温度を測定し、一定であることを確認すること。
- ・弁当の配付終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理(10℃以下)、衛生管理を行うこと。
- ・弁当引換所で長時間保管されることがないように喫食時間に合わせて納品すること。
- ・通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を納品すること。

#### (5)廃棄物の処理

ア 廃棄物容器は、蓋があり、汚液または汚臭がもれないよう清潔にしておくこと。

イ 廃棄物は、食品等を取扱い、保管する場所に置かないこと。

ウ 清掃用具は専用の場所に保管すること。

#### (6)記録の作成および保管

食品衛生責任者は、施設の衛生管理計画に基づく記録の他に以下の記録を作成し、整理して保管すること。

ア 衛生管理

「衛生管理記録票」(参考様式第5号)および「調理従事者等の健康状況」(参考様式第6号)

イ 提供したメニュー

ウ その他次の事項

(ア)調理従事者等および家族等同居者の健康状況

(イ)水道水以外の水を使用している場合の遊離残留塩素濃度

(ウ)その他

## 4 食品提供施設(6)、(7)に対する個別の遵守事項

### (1)取扱品目

取扱品目は、原則として、完成品、半完成品若しくは下処理された食品を調理、盛り付けしたもの

であって、かつ、作業工程が「揚げる」「焼く」「蒸す」「煮る」などの加熱工程(調味料を使用する工程は除く)により調理された食品とする。ただし、以下に掲げるものは認める。

- ア かき氷(果物氷、味付き氷(削りイチゴ、台湾かき氷等)等水以外の原材料を含む氷を使用するものは除く)
- イ クリーム類(ソフトクリーム、生クリーム等)(既製品の盛付のみ)
- ウ 飲料水類(既製品の注ぎ分けのみ)

#### (2)適切な取扱設備

- ア 清浄な場所に設置し、テント張等適当な防塵・防水設備を有すること。
- イ 食品が直接日光にあたらない設備とすること。
- ウ 消毒液を備えた流水式手洗い設備を設けること。ただし、施設の周辺に当該設備がある場合は、この限りではない。
- エ 取り扱う食品の保存方法により、冷凍庫・冷蔵庫等保存設備を設けること。

#### (3)食品の取扱い

- ア 下処理は、食品衛生法に基づき適切な許可、届出等のある施設(以下「許可施設等」とする。)で行うこと。ただし、やむを得ず許可施設以外の施設を使用する場合は、会場周辺にある公的に使用できる調理室等であって、大会期間中専用で使用でき、食材を衛生的に取り扱うことができる施設で行うこと。
- イ 原材料の運搬は、下処理を行った食材を衛生的な蓋付きの容器等に入れ外部からの汚染を防止するとともに、食品に応じて温度管理を適切に行うこと。
- ウ 加熱調理を行う際は、食品の中心部まで十分に(75℃以上で1分間以上)(ノロウイルスによる汚染の可能性がある食品の場合は85～90℃で90秒)加熱すること。
- エ 未加熱の野菜、果物、肉類、魚介類、卵および乳類を提供しないこと。
- オ 購入後会場内で速やかに喫食できる提供方法とすること。
- カ 容器は使い捨てで、かつ衛生的なものを使用すること。

#### (4)廃棄物の処理

- ア 廃棄物は、処理方法に応じて分別し、適正に処理すること。
- イ 廃棄物容器およびその周辺は、常に清潔にしておくこと。

#### (5)管理責任者の設置

- ア 食品による事故等の発生を防止するために、施設ごとに衛生管理に当たる管理責任者(露店営業施設については食品衛生責任者)を設置すること。

### 5 食品提供施設(8)に対する個別の遵守事項

#### (1)弁当引換所の設置基準

- ア 清浄な場所に設置し、テント張等適当な防塵・防水設備を有すること。
- イ 弁当を直射日光のあたらない場所に保管・陳列できる設備とすること。
- ウ 弁当引換所の設置者は、弁当引換所または付近の使用しやすい場所に、手洗い設備を確保すること。弁当引換所に確保できない場合は、アルコール噴霧式消毒器を弁当引換所に設置すること。

(2)弁当の取扱い

ア 弁当の保管

(ア)納品された弁当は、引換直前まで 10℃以下の保冷库等で保管すること(弁当引換所に隣接した場所に、保冷車等を配置している場合を含む)。

(イ)保冷库は常に清潔に保つとともに、隔測温度計を設置し、保冷機能が保たれていることを確認すること。

イ 弁当の引渡し

(ア)弁当の引換時間を厳守すること。

(イ)弁当を大会参加者に引き渡す際の呼びかけ、張り紙、場内放送、チラシ添付等の方法により、早期の喫食と併せて持ち帰りの禁止を呼びかけること。

ウ 弁当の廃棄

消費期限を過ぎた弁当は確実に廃棄すること。

(3)弁当の引換えの記録

ア 弁当の引換えに当たっては、引換え先と弁当調製施設の関連が明確になるようにしておくこと。

イ 弁当引換所ごとに衛生管理に当たる管理責任者をおくこと。

ウ 管理責任者は、弁当の納品から引換えに関する次の事項について「弁当の引換記録表」(参考様式第7号)により記録すること。

(ア)弁当の納品時刻

(イ)庫内温度(納品時、引換え直前)

(ウ)納品個数

(エ)製造者

(オ)消費期限

(カ)弁当の引換え時刻(開始、終了)

(キ)引換え個数

(ク)引換え先

(ケ)廃棄時刻

(コ)廃棄個数

(4)廃棄物の処理

ア 廃棄物は、処理方法に応じて分別し、適正に処理すること。

イ 廃棄物容器およびその周辺は、常に清潔にしておくこと。

食品衛生自主管理記録表 [営業宿泊施設の調理施設・食事提供施設・既設の食品営業施設]

大会期間中は毎日点検しましょう。

定時的に○、×のチェックを行い、×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好、×不良)

点検項目		点検月日							メモ
		/	/	/	/	/	/	/	
施設の衛生管理	1	施設およびその周辺は清掃され、清潔な状態か。							
	2	施設内は整理整頓され、 unnecessaryな物品が置かれていないか。							
	3	施設の内壁、天井、床は、清潔で、破損はないか。							
	4	施設内の採光、照明、換気は十分か。 温度(25℃以下)、湿度(80%以下)は適切か。							
	5	窓や出入口を開放していないか。開放する場所には、網戸等を設置しているか。							
	6	排水溝は清掃され、排水が適切に行える状態か。							
	7	トイレは清掃、消毒され、清潔か。手洗い設備は使用できる状態か。							
設備等の衛生管理	8	機械器具は、十分洗浄、消毒するとともに、衛生的に保管されているか。また、破損等があるときは速やかに補修しているか。							
	9	機械器具は、用途に応じて適切に使用しているか。まな板、包丁等は使い分けているか。							
	10	手洗い設備は、石けん、消毒液、タオルペーパー等を備え、使用できる状態か。							
	11	冷蔵庫・冷凍庫内は清潔か。また、適切な温度(冷蔵庫10℃以下、冷凍庫-20℃以下)が保たれているか。							
使用水	12	水道水以外の水(井戸水等)を使用している場合は、水質検査を実施したか。							
	13	殺菌装置等が設置されている場合は、正常に作動しているか。							
防鼠虫	14	ネズミ、ゴキブリ等の侵入、発生はないか。侵入、発生している場合は駆除等の対策を実施しているか。							
廃棄物	15	廃棄物容器は、汚液、汚臭が漏れないよう清潔にしているか。							
	16	廃棄物を、食品を取扱い、保存する場所に保管していないか。							
従事者の衛生管理	17	定期的に健康診断(検便等)を受けているか。							
	18	下痢・嘔吐・発熱または手指に化膿創のある者が直接食品に触れる業務に従事していないか。							
	19	清潔な作業着、帽子、履物を着用し、必要に応じてマスク、手袋をしているか。							
	20	爪を短く切り、作業前、用便後等は必ず手を洗っているか。							
原材料および食品の取扱い	21	衛生管理計画に基づき作業を実施し、記録しているか。							
	22	原材料の仕入れに当たっては、品質、表示等の点検を行った後、食品に適した温度で衛生的に保管しているか。							
	23	購入伝票等の保管を行っているか。							
	24	相互汚染のないよう取り扱っているか。							
	25	生で提供する野菜、果物等は十分洗浄し、必要に応じて殺菌しているか。							
	26	食品は、中心部まで十分加熱しているか。(75℃1分間以上)							
	27	盛付時は、手袋を使用する等食品に直接手が触れないようにしているか。							
	28	必要以上に作り置きせず、調理後、速やかに提供しているか。保管する場合は、10℃以下または65℃以上で保管しているか。							
	29	検査は、適切に保管しているか。(各50g、-20℃以下、2週間以上)							
食品衛生責任者の印									

- ◆県(市)実行委員会や保健所等が行う衛生講習会を受講し、講習の内容に従事者に伝達すること。
- ◆提供した食品が原因と疑われる健康被害が発生した場合は、速やかに保健所に報告すること。

食品衛生自主管理記録表 [弁当調製施設・仕出し料理調製施設]

大会期間中は毎日点検しましょう。

定期的に○、×のチェックを行い、×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好、×不良)

点検項目		点検月日							メモ
		/	/	/	/	/	/	/	
施設の衛生管理	1	施設およびその周辺は清掃され、清潔な状態か。							
	2	施設内は整理整頓され、不必要な物品が置かれていないか。							
	3	施設の内壁、天井、床は、清潔で、破損はないか。							
	4	施設内の採光、照明、換気は十分か。 温度(25℃以下)、湿度(80%以下)は適切か。							
	5	窓や出入口を開放していないか。開放する場所には、網戸等を設置しているか。							
	6	排水溝は清掃され、排水が適切に行える状態か。							
	7	トイレは清掃、消毒され、清潔か。手洗い設備は使用できる状態か。							
設備等の衛生管理	8	機械器具は、十分洗浄、消毒するとともに、衛生的に保管されているか。また、破損等があるときは速やかに補修しているか。							
	9	機械器具は、用途に応じて適切に使用しているか。まな板、包丁等を使い分けているか。							
	10	手洗い設備は、石けん、消毒液、タオルペーパー等を備え、使用できる状態か。							
	11	冷蔵庫・冷凍庫内は清潔か。また、適切な温度(冷蔵庫10℃以下、冷凍庫-20℃以下)が保たれているか。							
使用水	12	水道水以外の水(井戸水等)を使用している場合は、水質検査を実施したか。							
	13	殺菌装置等が設置されている場合は、正常に作動しているか。							
防鼠虫	14	ネズミ、ゴキブリ等の侵入、発生はないか。侵入、発生している場合は駆除等の対策を実施しているか。							
廃棄物	15	廃棄物容器は、汚液、汚臭が漏れないよう清潔にしているか。							
	16	廃棄物を、食品を取扱い、保存する場所に保管していないか。							
従事者の衛生管理	17	定期的に健康診断(検便等)を受けているか。							
	18	下痢・嘔吐・発熱または手指に化膿創のある者が直接食品に触れる業務に従事していないか。							
	19	清潔な作業着、帽子、履物を着用し、必要に応じてマスク、手袋をしているか。							
	20	爪を短く切り、作業前、用便後等は必ず手を洗っているか。							
原材料および食品の取扱い	21	衛生管理計画に基づき作業を実施し、記録しているか。							
	22	原材料の仕入れに当たっては、品質、表示等の点検を行った後、食品に適した温度で衛生的に保管しているか。							
	23	購入伝票等の保管を行っているか。							
	24	前日調理は避け、調理から提供までの時間ができるだけ短くなるようにしているか。							
	25	相互汚染のないよう取り扱っているか。							
	26	生で提供する野菜、果物等は十分洗浄し、必要に応じて殺菌しているか。							
	27	食品は、中心部まで十分加熱しているか。(75℃1分以上)							
	28	十分に放冷した後、詰め合せているか。							
	29	盛付時は、手袋を使用する等食品に直接手が触れないようにしているか。							
	30	容器には、製造所所在地、氏名、原材料名、消費期限、保存方法等定められた事項を表示しているか。							
	31	配送中は直射日光が当たらないようにし、適切に温度管理を行うこと。							
	32	検査は、適切に保管しているか。(各50g、-20℃以下、2週間以上)							
食品衛生責任者の印									

◆県(市)実行委員会や保健所等が行う衛生講習会を受講し、講習の内容に従事者に伝達すること。

◆提供した食品が原因と疑われる健康被害が発生した場合は、速やかに保健所に報告すること。

大会会場名：

## 食品衛生自主管理記録表〔臨時食品営業施設・無料食品提供施設〕

大会期間中は毎日点検しましょう。

定時的に○、×のチェックを行い、×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好、×不良)

点検項目		点検月日							メモ
		/	/	/	/	/	/	/	
品目	1	取扱品目は、事前に許可または届出をしたとおりか。							
	2	清潔な場所に設置されているか。							
施設の管理	3	テント張等で防塵・防水措置をし、日光が直接、食品に当たらないようになっているか。							
	4	消毒液を備えた流水式の手洗い設備が施設内または隣接した場所に設置されているか。							
	5	保存基準のある食品を取り扱う場合は、温度計のある冷蔵設備を設けているか。							
原材料および食品の取扱い	6	下処理は、営業許可施設等食品を衛生的に取り扱える専用の場所で行っているか。							
	7	原材料の運搬は、衛生的な蓋付き容器等に入れ、必要に応じて冷蔵設備を使用しているか。							
	8	食品は、中心部まで十分加熱しているか。(75℃1分間以上)							
	9	未加熱の野菜、果物、肉類、魚介類、卵および乳類を提供していないか。							
	10	卵は割り置きせず、直前に割卵しているか。							
	11	必要以上に作り置きせず、調理後、速やかに提供しているか。							
	12	容器は使い捨ての衛生的なものを使用しているか。							
従事者の衛生管理	13	食品の取扱いは、直射日光が当たらないようにし、適切に温度調整を行っているか。							
	14	清潔な衣服、帽子を着用し、必要に応じてマスク、手袋をしているか。							
	15	爪を短く切り、作業前、用便後等に手の洗淨消毒を行っているか。							
廃棄物	16	下痢・嘔吐・発熱または手指に化膿創のある者が直接食品に触れる業務に従事していないか。							
	17	調理従事者は、検便検査を受けているか。							
廃棄物	18	廃棄物容器は、蓋付きで清潔か。							
	19	廃棄物は、食品や容器等を汚染するおそれのない場所に保管されているか。							
管理責任者の印									

◆県(市)実行委員会や保健所等が行う衛生講習会を受講し、講習の内容に従事者に伝達すること。

◆提供した食品が原因と疑われる健康被害が発生した場合は、速やかに保健所に報告すること。

大会会場名：

## 食品衛生自主管理記録表 [弁当引換所]

大会期間中は毎日点検しましょう。

定時的に○、×のチェックを行い、×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好、×不良)

点検項目		点検月日							メモ
		/	/	/	/	/	/	/	
施設の管理	1	清潔な場所に設置されているか。							
	2	テント張等で防塵・防水措置をし、日光が直接、食品に当たらないようになっているか。							
	3	消毒液を備えた流水式の手洗い設備が施設内または隣接した場所に設置されているか。							
	4	弁当を保管するための冷蔵設備(冷蔵車等)はあるか。							
弁当の取扱い	5	購入伝票等の保管を行っているか。							
	6	弁当は、冷蔵設備で保管しているか。							
	7	冷蔵設備内の温度は、10℃以下になっているか。							
	8	弁当は、直接床面に接しないように保管されているか。							
	9	弁当の引換時間は守られているか。							
	10	消費期限を過ぎた弁当は、廃棄しているか。							
早期喫食	11	引換時に、早期喫食を呼びかけているか。							
	12	早期喫食を呼びかける看板等を設置しているか。							
記録	13	弁当の引換記録表に基づき、納品時刻、庫内温度、納品個数、製造者等を記録しているか。							
従事者の衛生管理	14	清潔な衣服、帽子を着用し、必要に応じてマスク、手袋をしているか。							
	15	爪を短く切り、作業前、用便後等に手の洗浄消毒を行っているか。							
	16	下痢・嘔吐・発熱または手指に化膿創のある者が直接食品に触れる業務に従事していないか。							
	17	調理従事者は、検便検査を受けているか。							
廃棄物	18	廃棄物容器は、蓋付きで清潔か。							
	19	廃棄物は、食品や容器等を汚染するおそれのない場所に保管されているか。							
管理衛生責任者の印									

◆県(市)実行委員会や保健所等が行う衛生講習会を受講し、講習の内容に従事者に伝達すること。

◆提供した食品が原因と疑われる健康被害が発生した場合は、速やかに保健所に報告すること。

## 衛生管理記録票

品名	
製造年月日	年 月 日
消費期限	年 月 日 時
調理予定数	個
調理数量	個

作業開始時間	:
作業終了時間	:

## ○冷蔵庫・冷凍庫の温度管理記録(冷蔵庫10℃以下、冷凍庫-20℃以下)

	冷蔵庫1	冷蔵庫2	冷凍庫1	冷凍庫2	
作業前					
作業後					
実施者					

## ○使用水の検査記録

項目	結果	管理基準	実施者	水質検査
臭い		異常なし		◆検査実施日 月 日  ◆結果
味		異常なし		
色		異常なし		
にごり		異常なし		
異物		異常なし		
残留塩素		0.1mg/l以上		

## ○加熱食品の管理記録(加熱中心温度75℃以上、1分間以上)

品名					
中心温度	℃	℃	℃	℃	℃
加熱時間	分	分	分	分	分
放冷時間	分	分	分	分	分
実施者					

## ○非加熱食品の管理記録

品名					
冷蔵庫への搬入時刻	:	:	:	:	:
冷蔵庫からの搬出時刻	:	:	:	:	:
実施者					



## 従事者の健康状況

氏名( )

◆各症状の有無に○を記載した上で、管理責任者に報告し、指示を仰ぎ対応措置を記載する。

項目 月日	嘔気・嘔吐		下痢・腹痛		発熱		手指の傷化膿創		家族感染症症状		検便提出日と結果	食品衛生責任者 チェック	対応措置
	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無			
											◆検便提出日 月 日 ◆結果:		

弁当の引換記録表

会場地: \_\_\_\_\_

競技名: \_\_\_\_\_

引換日: \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

製造者	納品時刻	庫内温度(10℃以下)		納品個数	消費期限	引換時刻		引換個数	引換先	廃棄時刻	廃棄個数	責任者印
		納品時	引換直前			開始	終了					
	:	℃	℃			:	:			:		
	:	℃	℃			:	:			:		
	:	℃	℃			:	:			:		
	:	℃	℃			:	:			:		
	:	℃	℃			:	:			:		
	:	℃	℃			:	:			:		
	:	℃	℃			:	:			:		
	:	℃	℃			:	:			:		
	:	℃	℃			:	:			:		

※ 会場内の引換所1か所につき1枚で使用する。

※ 引換は〇時までとし、残った弁当は個数を記録し、廃棄すること。

## 食品提供施設に対する指導および検査

### 1 食品提供施設

#### (1) 営業宿泊施設の調理施設

大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

#### (2) 食事提供施設

大会参加者が利用する営業宿泊施設において、施設内での食事提供ができない場合に斡旋する近隣の食事提供が可能な施設

#### (3) 仕出し料理調製施設

大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理(弁当)を調製する施設

#### (4) 弁当調製施設

大会参加者が競技会場及び練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

#### (5) 既設の食品営業施設

大会会場内に既に設置され、食品の調理、加工若しくは製造または販売を行う施設

#### (6) 臨時の食品営業施設

大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造または販売を行う施設

#### (7) 無料食品提供施設

ふるまいを目的として大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

#### (8) 弁当引換所

大会会場内に設置される弁当の引換所

### 2 食品衛生講習会

県実行委員会は、県生活衛生課及び市保健所と連携し、一般社団法人滋賀県食品衛生協会各支部の協力を得て、食品衛生講習会を実施する。また、感染症予防を目的とした講習会や宿舍衛生講習会と併せて実施することができる。なお、市実行委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施することができる。

食品衛生講習会の内容については、別紙1「食品提供施設が遵守すべき事項」、食品衛生法に係る事項および食中毒の予防に関することとする。

### 3 立入調査

市保健所は、「施設調査票」(様式第1号)に基づき食品提供施設(1)～(5)の立入調査を実施し、不備な事項があれば改善指導およびその履行確認を行う。

特に、弁当調製施設等危害度の高い施設または衛生管理に不備が認められる施設については、次の4、5の検査結果に基づき、食品衛生指導を重ねる。

### 4 施設の拭き取り検査

市保健所は、1 食品提供施設(1)～(5)について、ATP 簡易測定器等を用いて拭き取り検査を実施し、その結果に基づき効果的に指導する。拭き取りは、包丁、まな板、冷蔵庫内、冷蔵庫取っ手、給水栓、スイッチ、ドアノブ(トイレを含む)等、主に食品または手指が直接触れる箇所を対象とし、衛生管理状況等施

設の状況に応じた検査を行う。検査結果および結果に基づく指導事項は、「ATP 検査結果」(様式第2号)に記録する。洗浄後の汚染度が高い箇所については、適切な方法により洗浄後、再検査を行う。

## 5 食品検査

1 食品提供施設(3)、(4)の営業者(以下、各営業者)は、下記のとおり食品検査を実施し、その結果に基づき、必要に応じて市保健所の指導を受ける。

### (1)対象食品

大会期間中に提供される弁当・仕出し料理の副食(2品以上)

### (2)時期

令和7(2025)年 4月～6月

### (3)費用

各営業者で負担するものとする。

### (4)項目および判定

「大津市食品衛生検査指導基準要領」に基づき、次の検査項目および判定基準とする。

検査食品	検査項目	判定基準
卵焼、フライ等の加熱処理したもの	細菌数(生菌数)	検体1gにつき 100,000 以下であること
	大腸菌	陰性であること
	黄色ブドウ球菌	陰性であること
サラダ、生野菜等の未加熱処理のもの	細菌数(生菌数)	検体1gにつき 1,000,000 以下であること

### (5)措置

ア 各営業者は、(4)の判定結果について、市保健所に報告する。

イ (4)の判定結果が基準を超えた場合、各営業者は、上記の報告に加えて相談する。市保健所は、当該施設の立入調査を実施し、原因究明および再発防止を指導する。

ウ 各営業者は再発防止対策実施後、その効果を確認するため、再度の食品検査を実施し、判定結果について市保健所に報告する。

## 施設調査票

No.1

調査年月日	令和 年 月 日	調査者	
施設の名称		対応者	
施設の所在地	TEL		
業 種			
調理従事者数	人		
使用水	使用水の種類	上水道・簡易水道・専用水道・井戸水・その他( )	
	滅菌装置	有・無	滅菌装置 維持管理状況
	遊離残留塩素濃度	mg/L(使用水の種類にかかわらず測定)	
厨房内	手洗い設備		
	清掃状況		
	そ族昆虫対策 (生息・侵入防止・駆除)		
冷蔵庫・冷凍庫	庫内温度		
	衛生状態		
	食品毎の区分		
調理器具類	洗浄消毒方法		
	保管方法		
廃棄物	調理場内保管		
	排出経路		

	実施日	食品名	検査結果			
			一般細菌数	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	判定
自主検査						適・不適
						適・不適
						適・不適
						適・不適
						適・不適
	調理従事者の検便	実施日：令和 年 月 日 実施人数： 人 結果：適 人、不適 人 (不適内容 )				
検食	保管状況 (量・日数等)					
その他の確認・指示						
履行確認						

## ATP検査結果

施設名 \_\_\_\_\_

① ATP測定結果						
実施日	実施箇所	1回目測定		改善策	2回目測定	
/	(例)まな板	700	B	再洗浄	300	A
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
② 検査結果に基づく指導事項等						

## ATP拭き取り検査判定基準(参考)

検査場所	管理基準値(RLU)			拭き取り方法
	合格A	要注意B	不合格C	
手 指	<1,500	1500~3000	>3,000	手のひら縦横、指の間、指先など
ま な 板	<500	500~1000	>1,000	中央付近 10cm四方
包 丁	<200	200~400	>400	刃の両面、持ち手と刃の継ぎ目
調 理 台	<200	200~400	>400	表面5箇所の 10cm四方
バ ッ ト	<200	200~400	>400	汚れが残りやすい角部分
冷蔵庫取っ手	<200	200~400	>400	取っ手全体の内側外側

※ 平滑なもの(スルス、ガラス等):200RLU 凸凹のあるもの傷つきやすいもの:500RLU

拭き取りは、洗浄後、消毒・殺菌前に行うこと。

拭き取りは、綿棒が軽くしなる程度の一定の圧力により行うこと。

数値は、A(合格)、B(要注意)、C(不合格)の3段階で判定すること。

判定がBまたはCの場合は、再洗浄等を指導後、再度測定を行うこと。

## わたSHIGA輝く国スポ大津市環境衛生対策要領（案）

### 1 趣旨

この要領は、「第79回国民スポーツ大会大津市環境衛生対策要項」に基づき、わたSHIGA輝く国スポにおける環境衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

### 2 環境衛生に対する意識の向上

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関、関係団体等と連携するとともに、民間団体、地域住民等の協力を得て、清潔な会場づくりに努める。

また、広報紙、看板等により競技会場等におけるごみの減量化・資源化、環境美化等の意識の向上に努める。

### 3 会場の環境美化

(1) 競技会場等の清掃は、規模に応じた作業班の編成や外部委託等により効果的に実施する。

(2) 競技会場等の便所（仮設を含む。）は、清掃、点検、し尿のくみ取り等を定期的に行い、衛生的に管理する。

### 4 生活環境の美化

市実行委員会は、関係機関、関係団体等と連携するとともに、民間団体、地域住民等の協力を得て、次の業務を推進し、競技会場等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の生活環境の美化に努める。

(1) ごみの不法投棄の防止など、廃棄物の適正処理を推進するため、地域住民へ環境美化に努めるよう周知する。

(2) 公衆便所は、衛生的な維持管理を図るため、市担当課へ協力依頼を行う。

### 5 宿舎等の衛生対策

#### (1) 営業宿泊施設の宿舎衛生対策

##### ア 営業宿泊施設の把握

滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）は、令和6年9月末までに、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の大会関係者（以下「大会参加者」という。）が利用する営業宿泊施設について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ宿舎衛生対策実施要領で定める「営業宿泊施設利用予定報告書」（様式第1号）（以下「営業宿泊施設利用予定報告書」（様式第1号）」という。）を作成し、大会参加者が利用する旅館業法により許可を受けている施設（以下「営業宿泊施設」という。）の利用予定を把握する。

(ア) 県実行委員会は、「営業宿泊施設利用予定報告書」（様式第1号）を滋賀県健康医療福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）又は大津市健康保険部保健所（以下「市保健所」という。）へ提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）。



## イ 衛生上の措置基準

営業宿泊施設における衛生上の措置基準は、旅館業法関係法令に基づく衛生措置基準及び構造設備基準とする。

## ウ 監視・指導

県生活衛生課及び市保健所は、県実行委員会及び市実行委員会と連携し、以下のとおり営業宿泊施設の監視・指導を行う。

なお、各年度において、対象施設の把握以前に既に必要な指導を実施していた場合は、把握後に改めて指導することを要しない。

(ア) 市保健所は、原則として大会開催までに、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 宿舍衛生対策実施要領で定める「宿舍衛生措置基準確認票」(別紙1)により旅館業法関係法令に基づく監視・指導を行い、指摘事項がある場合には、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 宿舍衛生対策実施要領で定める「環境衛生監視指導票」(別紙2)を営業者に交付する。

また、循環ろ過式浴槽を有する施設には、併せてレジオネラ症防止対策について立入りでの指導を実施する。

なお、大会期間中は、営業宿泊施設の衛生水準を勘案し、必要に応じて更なる監視・指導を行う。

(イ) 県実行委員会は、「営業宿泊施設利用予定報告書」(様式第1号)に、県外に存在する営業宿泊施設が含まれる場合は、当該施設が所在する自治体に対し、衛生指導を依頼する。

## エ 宿舍衛生講習会

県実行委員会は、市保健所と連携し、次により宿舍衛生講習会を実施する。

また、市実行委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施するものとする。

なお、感染予防を目的とした講習会や食品衛生講習会と併せて実施することができる。

### (ア) 講習の内容

ア) 施設内及び施設周辺の清掃と衛生害虫等の対策

イ) 客室、浴室、脱衣所、便所、洗面所等の衛生管理

ウ) 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策

エ) 寝具等の衛生的な管理

オ) 給水、換気及び排水設備の衛生管理及び適正なごみ処理

### (イ) 受講対象者

大会参加者が宿泊する営業宿泊施設の営業者又は管理者

### (ウ) 講習の実施方法

令和6年度から大会開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場調整を行い、計画的かつ効果的に実施する。

なお、県実行委員会及び市実行委員会が主催する宿泊施設説明会等と上記講習会を併せて実施するなど、計画的かつ効果的に実施する。

## (2) 転用施設等の宿舍衛生対策

### ア 転用施設等の把握

県実行委員会は、以下のとおり大会参加者が利用する転用施設等を把握する。

(ア) 市実行委員会は、「第79回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項」に基づき、転用施設等を使用する場合には、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ宿舍衛生対策実施要領で定める「転用施設等使用届出書」(様式第2号)を令和6年3月末までに県実行委員会に提出する(それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。)

(イ) 県実行委員会は同届出書をまとめて市保健所へ連絡する。

#### イ 衛生上の措置基準

転用施設等における衛生上の措置基準は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ宿舍衛生対策実施要領で定める「転用施設等における留意事項」(別紙3)(以下「転用施設等における留意事項」(別紙3))という。)を適用する。

#### ウ 監視・指導

(ア) 市保健所は、衛生上の措置基準として、「転用施設等における留意事項」(別紙3)に基づき、市実行委員会及び市担当課を指導する。

(イ) 市実行委員会及び市担当課は、「転用施設等における留意事項」(別紙3)に基づき、転用施設等に対し、衛生水準の保持に努めさせる。

(ウ) 市保健所が必要と認める時は、市保健所が転用施設等を指導する。

#### エ 宿舍衛生講習会

県実行委員会は、5(1)エの宿舍衛生講習会に準じた宿舍衛生講習会を実施する。

また、市保健所は市実行委員会から講習会の協力要請があった場合は、県生活衛生課と連携して対応するものとする。

### (3) 実施報告

#### ア 宿舍衛生講習会

市実行委員会は、この要領に基づく宿舍衛生講習会を実施した場合、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ宿舍衛生対策実施要領で定める「宿舍衛生講習会実施報告書」(様式第3号)により、令和6年度末までの実施結果については令和7年3月末までに、それ以降については実施後速やかに、県実行委員会に報告する。

#### イ 宿舍衛生監視指導

市保健所は、この要領に基づく宿舍衛生指導の実施結果について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ宿舍衛生対策実施要領で定める「宿舍衛生監視・指導報告書」(様式第4号)により、令和6年度末までの実施結果については令和7年3月末までに、それ以降については実施後速やかに県実行委員会に情報提供するものとする。

### 6 廃棄物の適正な処理

(1) 競技会場等には、必要に応じ資源物等の分別ができるごみ分別容器等を適切な場所に設置する。

(2) 競技会場等の廃棄物は、それぞれの会場に即した処理体制により適正に処理する。  
なお、分別収集を行い、資源物のリサイクルに努める。

(3) 救護所等において排出される、感染する疑いのある廃棄物については、適正に処理する。

## 7 ねずみ・衛生害虫等の駆除

市実行委員会は、関係機関と連携し、民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ及び衛生害虫等の発生予防に努める。

## 8 飲料水による事故の防止

(1) 市実行委員会は、関係機関が実施する、競技会場、練習会場及び宿舎へ飲料水を提供する水道事業者への監視・指導に協力する。

(2) 市実行委員会は、大会参加者等が利用する施設の設置者及び水道事業者等と連携し、断水時に対応するための給水体制の確立に努める。

## 9 動物の適正管理

市実行委員会は、関係機関・団体と連携し、次の業務を推進して、動物の適正管理を行う。

### (1) 特定動物対策

人の生命等に害を加える恐れのある動物（特定動物）の飼養許可を受けている者に対し、特定動物の適正な飼養管理を行うよう指導する。

### (2) 飼い犬・猫及び放浪犬・猫対策

競技会場等、宿舎の周辺における犬、猫による危害の防止を図るため、犬、猫の飼い主に対し、放し飼いの禁止の徹底及び適正な飼養管理について指導する。

また、飼い犬・猫の登録及び犬の狂犬病の予防注射の実施を徹底するとともに、放浪する犬、猫の保護収容に努める。

## 10 受動喫煙防止対策

### (1) 受動喫煙防止

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、競技会場等の敷地内禁煙化に努める。ただし、「第79回国民スポーツ大会大津市環境衛生対策要項3（9）」で規定する喫煙所は、競技会場等の施設の規程等と整合を図ったうえで設置することができる。

### (2) 路上喫煙等の防止

喫煙所を除き、会場及び会場周辺における道路、駐車場及びその他の公共の場所では喫煙しないように啓発に努める。

## 11 その他

(1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

## 附則

この要領は、令和5年11月 日から施行する。

# 大津市民憲章

わたくしたち大津市民は

一、郷土を愛し琵琶湖の美しさをいかしましょう

一、豊かな文化財をまもりましょう

一、時代にふさわしい風習をそだてましょう

一、健康で明るい生活につとめましょう

一、あたたかい気持ちで旅の人をむかえましょう

## 大津市民の歌

塩見 淳 一作詞  
平井 康三郎 作曲

(一) 朝日に映えて 光たつ

みどりの山よ 青雲よ

ああ新生の 意気もえて

自由の歌の わきあがる

われらの大津 うたおうよ

(二) 近江の歴史 かおり濃く

めぐる琵琶湖よ 八景よ

ああ観光の 日は晴れて

産業文化 花ひらく

希望の大津 興そうよ

(三) 平和の虹を 空によぶ

比叡の峰よ あこがれよ

ああ勤労の 汗と和に

われらの力 盛りあげて

理想の大津 築こうよ